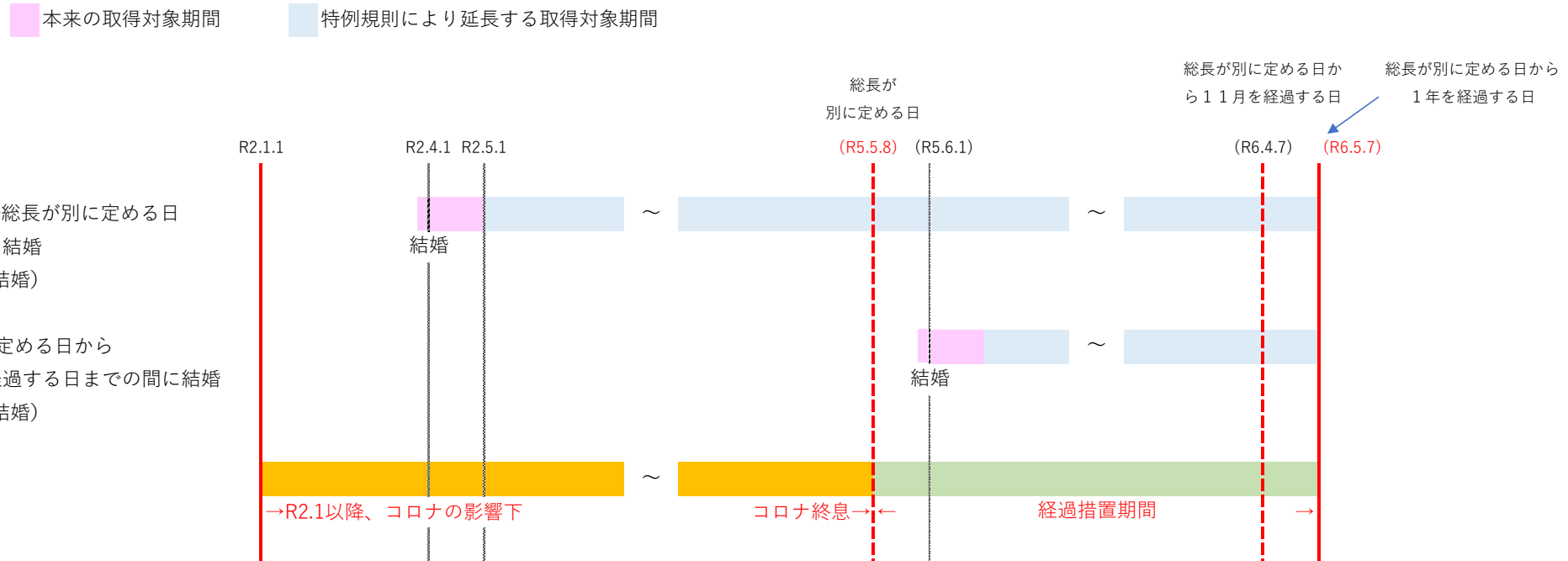


教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則適用例

1. 結婚休暇



「総長が別に定める日」を令和5年5月8日に定めた特例規則適用の具体例

① R1.12.1以降総長が別に定める日 (R5.5.8) までの間に結婚 (例: R2.4.1に結婚した場合)

本来の取得対象期間: R2.3.27 (結婚の日の5日前) から R2.5.1 (当該結婚の日後1月を経過する日) まで

特例規則適用後の取得対象期間: R2.3.27 (結婚の日の5日前) から R6.5.7 (総長が別に定める日から1年を経過する日) まで

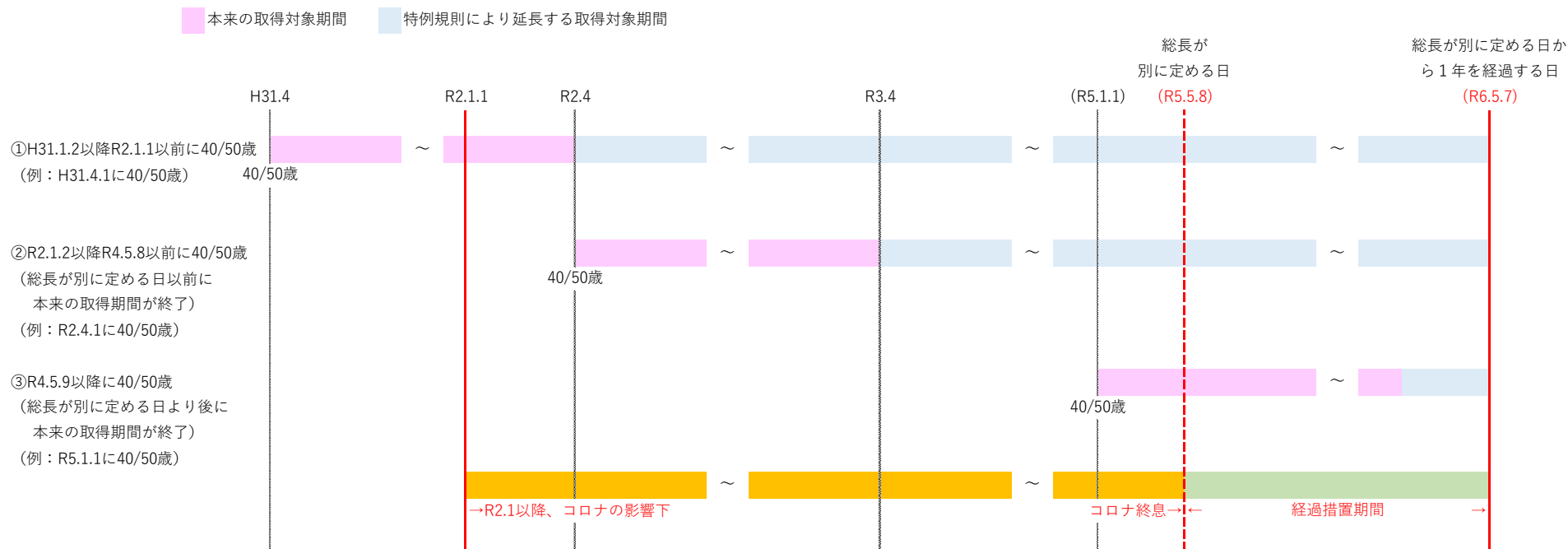
② 総長が別に定める日 (R5.5.8) から11月を経過する日 (= R6.4.7) までの間に結婚 (例: R5.6.1に結婚した場合)

本来の取得対象期間: R5.5.27 (結婚の日の5日前) から R5.7.1 (当該結婚の日後1月を経過する日) まで

特例規則適用後の取得対象期間: R5.5.27 (結婚の日の5日前) から R6.5.7 (総長が別に定める日から1年を経過する日) まで

教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則適用例

2. リフレッシュ休暇



「総長が別に定める日」を令和5年5月8日に定めた特例規則適用の具体例

① H31.1.2以降R2.1.1以前に40/50歳 (例: H31.4.1に40/50歳)

本来の取得対象期間: H31.4.1 (当該年齢に達した日) から R2.3.31 (当該年齢に達した日から1年を経過する日) まで

特例規則適用後の取得対象期間: H31.4.1 (当該年齢に達した日) から R6.5.7 (総長が別に定める日から1年を経過する日) まで

② R2.1.2以降R4.5.8以前に40/50歳 (例: R2.4.1に40/50歳)

本来の取得対象期間: R2.4.1 (当該年齢に達した日) から R3.3.31 (当該年齢に達した日から1年を経過する日) まで

特例規則適用後の取得対象期間: R2.4.1 (当該年齢に達した日) から R6.5.7 (総長が別に定める日から1年を経過する日) まで

③ R4.5.9以降に40/50歳 (例: R5.1.1に40/50歳)

本来の取得対象期間: R5.1.1 (当該年齢に達した日) から R5.12.31 (当該年齢に達した日から1年を経過する日) まで

特例規則適用後の取得対象期間: R5.1.1 (当該年齢に達した日) から R6.5.7 (総長が別に定める日から1年を経過する日) まで